

# 富山県エコファーマーマーク使用規程

富山県

## (目的)

第1条 この規程は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行なう「環境負荷低減事業活動実施計画」または「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下、「実施計画」という。)を富山県知事(以下、「知事」という。)に提出し認定を受けた農業者(以下、「エコファーマー」という。)が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」(以下、「マーク」という。)を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である各府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

## (使用の届出)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマーは、実施計画に記載された農地を担当区域とする地域農林振興センター(複数の農林振興センターに係わる場合は、住所地を担当区域とする農林振興センターとする。)を経由して知事に届出書(様式第1号)を提出する。

- 2 第1項の申請は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届出することができる。
- 3 マーク使用の届出をした者は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、地域農林振興センター所長を経由して知事に報告しなければならない。

## (使用の態様)

第3条 前条によりマークの使用の届出をした者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、マークのデザイン、比率については改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、実施計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、別紙2に定めるように、マーク近傍に下記の表記をしなければならない。
  - (1) 本県が定めるフォント(ゴシック体)に基づく本県名又は「富山県認定」の文字
  - (2) 「認定番号」又は「生産者名(第2条第2項の団体名での届出の場合は、団体名)」
  - (3) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行っています」  
「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字
  - (4) 別紙2に定めるエコファーマーと、エコファーマーマークに関する説明文の記載、若しくは説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号等の情報の記載に努める。  
ただし、スペースの関係で記載する場合が難しい場合に限り省略することができる。
- 5 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

### (マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は、実施計画の認定を受けている期間とする。

### (マークの使用料)

第5条 マークの使用料は、無料とする。

### (使用状況の報告)

第6条 マーク使用者は、認定期間終了後、速やかに、地域農林振興センターを経由してマークの使用状況報告書(様式第2号)を知事に提出する。

### (県の指導)

第7条 知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行なうものとする。  
2 知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行なうことができる。

### (使用の禁止)

第8条 知事は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークの使用を禁止させることができる。

- (1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- (2) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

### (損失補償等の責任)

第9条 知事は、マークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

### 附 則

本規程は、平成23年8月8日から施行する。

### 附 則

第1条 本規程は、平成26年7月3日から施行する。

第2条 この規程の施行前に使用を許可したマークの使用者は、改正後においても引き続き使用することができる。

### 附 則

第1条 本規程は、令和5年3月17日から施行する。

第2条 この規程の施行前に使用を許可したマークの使用者は、改正後においても引き続き使用することができる。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

富山県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、福井県、京都府、鳥取県  
島根県、香川県、沖縄県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 29 乳製品，食肉，卵，冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，なめ物，豆
- 30 茶，みそ，穀物の加工品，米，脱穀済のえん麦，脱穀済の大麦，食用粉類
- 31 野菜，糖料作物，果実，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽
- 35 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導，農業経営・その他の経営に関する情報の提供，農業関連商品の販売に関する情報の提供，農業経営の実態調査
- 41 農業の教授，農村文化の知識の教授，土壌改良技術の教授，農業体験行事（田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等）の企画・運営又は開催，農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 42 土壌・土質その他の地質の調査，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 44 有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。） ， 害虫の駆除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。） ， 病虫害対策の指導・助言（農業・園芸又は林業に関するものに限る。）

## (別紙 2)

### エコファーマーマークに関する説明文

エコファーマーとは、富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく技術を導入した環境負荷低減事業活動実施計画を策定し、知事の認定を受けた農業者であり、実施計画に基づいた農産物にマークを付しています。